

《論文》

保育士養成における専門職能の開発に関する一考

岩井 浩英

# 保育士養成における専門職能の開発に関する一考

岩井 浩英

和文抄録：保育士養成に長年携わる筆者としては、保育士に求められるもう一段上級の専門職能とは何か、また、それをいかに開発できるか、等々について強い関心を抱いてきた。ここでは、保育士養成として筆者自身の試みた特徴的な取り組み等を踏まえ、もう一段上級の専門職能開発の可能性について、「保育士の職業倫理」と「生活等支援たる対人援助技能」の2つの視点から論考した。

子育て家庭支援の新時代に突入する今、保育士の付加価値を問い求め続けることは、保育専門職の持続可能化にとって要となると考えて間違いない。

Key Words：保育士養成、専門職能の開発、保育士の職業倫理、生活等支援たる対人援助技能

## 1. はじめに

保育士養成に長年携わる筆者としては、保育者資質や保育専門職のあり方について常に関心の抱くところである。

今、保育士は、資格の法定化（児童福祉法2001年改正）や保育士養成カリキュラムの改定（2011年）等に伴い、保育専門職としてより幅広い対人援助技能が求められるようになってきた（例えば、保護者相談対応）。他方、平成27年度から本格的に展開される子ども・子育て新システムでは、「保育教諭」なる新たな免許・資格制度の導入が図られようとしている。このような子育て家庭支援の新時代に突入する今、保育士に求められるもう一段上級の専門職能とは何か、また、それをいかに開発できるか、等々について議論することは大変有意義であるといえよう。

そこで、本稿では、筆者自身の試みた特徴的な取り組み等を踏まえつつ、保育士養成としてもう一段上級の専門職能開発の可能性について検討してみたい。

## 2. 視点と方法

本務先<sup>(1)</sup>に就任して以来、筆者は保育士養成カリキュラム上の主要科目である「児童家庭福祉」<sup>(2)</sup>とともに、「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」において、保育実習指導をはじめとして、保育所実習巡回指導と施設実習巡回指導を担当してきた<sup>(3)</sup>。そこでは、全国標準である実践力（＝即戦力）重視型の保育士養成を基本枠とし、本学独自の実施において、保育専門職として必要な知識や技術、感性等の習得を目指している。

ところで、筆者は、これまで、保育士養成に関し2回の原稿執筆の機会に恵まれた。

最初の機会とは、保育所実習のための指導用テキスト<sup>(4)</sup>の共同執筆であり、筆者の分担執筆は「保育士の職

業倫理」に関するものとされた。

その次の機会は、施設実習のための指導用テキスト<sup>(5)</sup>の共同執筆であり、筆者の分担執筆として「参加実習の内容・ポイント」および「施設理解と実践的課題」に関するものとされた。

それぞれの内容は、筆者なりに、保育士に求められるもう一段上級の専門職能につながるものとして意図したものである。すなわち、「保育士の職業倫理」と「生活等支援たる対人援助技能」という2つの視点である。そこで、以下、これら2点の執筆実績に基づき保育士養成における専門職能開発の可能性について検討することにする。

### 3. 保育士の職業倫理とその学び

第一に、保育士に求められる職業倫理について論考する。まず、職業倫理の基本とその意義を論じ、そのうえで、保育士養成における倫理観の習得のためのヒントを提供したい。

#### (1) 保育士の職業倫理とは

児童福祉法の2001年改正により、「この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」(第18条の4)との資格規定が加えられた。また、保育士の法定倫理として、「信用失墜行為の禁止」(第18条の21)、「秘密保持(守秘)義務」(第18条の22)、「名称の使用制限(独占)」(第18条の23)、「知識・技能の修得、維持、向上の努力」(第48条の3第2項)が規定されている。

保育専門職の立場から子どもや利用者に関わろうとする時、常に、子ども・利用者(最善の利益)への責任(=全人的価値・尊厳)、および、社会(公共の福祉)への責任(=社会的公正・正義)をめぐる、専門職務上の判断・行為・評価(「しなければならない」「する方がよい」、または、「してはならない」)が問われる(図1参照)。

また、保育士の国家資格化を受け、2003年2月に、全国社会福祉協議会、全国保育協議会、全国保育士会の3団体が「全国保育士会倫理綱領」を採択した。倫理綱領とは、「専門職者がその業務を遂行するに当たり、その価値観を明確にして職業方針を示したもの」<sup>(6)</sup>とされ、すなわち、専門職における職業倫理の原則・規準や行動規範・責務等を示すものである。例えば、後述にあるような対人援助実践上の倫理的ジレンマ等について、その解決のための指針として、倫理綱領を活用することができる。

#### 〈保育の専門性〉

- 子どもの生活・発達援助(保育環境の整備・設定、栄養・保健・安全管理、個別・集団指導、他)
- 親(保護者)、家族・家庭の「就労-育児」支援
- 地域生活環境・文化の保全、創造

#### 〈保育専門職に求められる資質〉

- 保育問題(ニーズ)への関心、理解
- 対人援助姿勢(原則)の心得
- 保育内容・技術、価値観・倫理の研鑽(「保育の質」につなげて)
- 〈(保育)専門職務上の(基本)倫理〉
- 人権尊重(意識)……子ども/障がい者の権利条約、国内法(憲法、教育・福祉各法)の権利規定等を踏まえて
- 守秘義務(法定義務)……プライバシー確保および秘密保持(離職後も同様)
- 安全・健康配慮……事故・ケガ等の防止、病気等異状の発見、他

図1 保育専門職と職業倫理

## (2) 保育士養成における倫理観の習得に向けて

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局、2003年・最新改正2013年)では、科目「保育実習Ⅰ」の保育所実習と居住型児童福祉施設・障害児通所施設等での実習のいずれにおいても、充足すべき実習内容として「5. 専門職としての保育士の役割と職業倫理」とされ、さらに、科目「保育実習Ⅱ」では「5. 保育士の業務と職業倫理」、科目「保育実習Ⅲ」では「3. 保育士の業務と職業倫理」が実習内容として明記されている。

保育士養成にあつては、まず、児童福祉法および児童憲章<sup>(7)</sup>とともに、この「全国保育士会倫理綱領」を熟読(熟知)させることによって(図2参照)、自分なりに、職業倫理原則・規準等を確認し、例えば、保育実習においても積極的に意識させることが必須となろう。

ところで、保育等の専門職務(対人援助実践)において、自他の価値観や規範・責務意識、利害等がぶつかり合い、いずれかを優先し決定しなければならないような時、しばしば、援助者(保育士等)は倫理的ジレンマ(葛藤)に陥ることがある。倫理的ジレンマの解決方法としては、まず、そのジレンマ構造を整理し理解することから始める。そして、関連する国際条約や国内法とともに、倫理綱領を指針として活用し、「与えられた資源や制限のなかで、またクライアントの意思決定を尊重しながらも、優先順位を決め、関係する人々のリスクを最小限に抑え、選択肢を考え、最善の専門的判断を下していく」<sup>(8)</sup>ということになる。

持論ながら、このような倫理的ジレンマに関する事例学習等は倫理観の習得に有効であると考えており(例えば、表1のような学習課題)、筆者自身も本務先で演習教材として積極活用している。因みに、この演習を受けた受講生自身の反応として、各設題に対し職業倫理上の適切判断ができたかどうかの結果はともかく、概して、自己選択とした保育士の専門職性やその重大な責務性等への気づきがはっきり認められたことは高く評価できるように思われる。

<p>「児童福祉法」(1947年) (第1条) 児童の健全な生存・育成、生活保障・愛護の確保 (第2条) 保護者、国・地方公共団体の健全育成責任</p> <p>「児童憲章」(1951年) 児童は、人として尊ばれる。 児童は、社会の一員として重んぜられる。 児童は、よい環境のなかで育てられる。</p> <p>「全国保育士会倫理綱領」(2003年) 基本理念:「私たちは、子どもの育ちを支えます。」 「私たちは、保護者の子育てを支えます。」 「私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくれます。」 倫理(規準):子どもの最善の利益の尊重、子どもの発達保障、保護者との協力、プライバシーの保護、チームワークと自己評価、利用者の代弁、地域の子育て支援、専門職としての責務</p>
---

図2 保育専門職の倫理原則・規準等

表1 職業倫理を考える学習課題(例)

保育上のいろいろなジレンマの場面を想定し、それぞれの場合、あなた(=現場職員)ならどうするか、実践的に考えてみよう。

〈場面例〉

- 保護者が園にお迎えに来た時、「うちの子の腕に噛まれた跡があるわ!」と怒りの声をあげた場合
- 登園時、ある園児に殴られてできる痣がみられたものの、虐待(疑い)通告をすべきか、迷う場合
- 自分の受けもつ園児に軽い障害の疑いが感じられるものの、その保護者が認めようとしない場合

#### 4. 生活等支援たる対人援助技能の養成

第二に、保育専門職としてより幅広い対人援助技能が求められるようになったことを受けて、筆者自身の考案した施設実習における特色ある課題学習について概説する。これは、とりわけ、施設保育士として備わるべき生活等支援を中心とする対人援助技能を養成するものである。

##### (1) 「生活等支援（ケース）学習」の概要

「生活等支援（ケース）学習」とは、筆者が本務先で約10年前から施設実習の特色課題として実施してきたものである<sup>(9)</sup>。すなわち、施設特性に関する理解を深めるためにも、施設実習ならではの特色ある実践的課題として、現場における子ども・利用者に対しての生活等支援の実際について、いわゆる「ケース学習」の形で取り組むことを課題とする<sup>(10)</sup>。

この学習の目的は、施設で行われるサービスの主軸をなす対人援助実践（生活支援、自立支援等）のあり方を実地的に学ぶことにある。また、そのような学習を通して、自分自身の施設保育士としての実践力も高めることができると考える。具体的には、実習参加を通して、実際に行われている生活等支援のあり方を学ぶ他、自ら関わった子ども・利用者や生活場面・状況、その支援課題等に着目し自分なりのケース学習を進めていく。

##### (2) 課題学習上の配慮・工夫について

実習生には、本学習の視点（表2）の一部または全部を踏まえて、対人援助実践の一端に触れようとする自主的な取り組み（学習）を心がけることを要請する。なお、どの視点に重点をおくかについては、自分なりの学習課題の設定等によって決まる。また、事前段階で学習計画を立ててみることは有効である。筆者は、本務先にて図3のような書式を使用することにより事前指導の一環に組み込んでいる。

学習そのものの進め方として、例えば、職員が行う対応（支援）の実際を観察する、または、自己の学習課題に関連する職員の講話等を受ける、対象となる子ども・利用者のケース記録等を許可された範囲内で閲覧させていただき、自ら支援プランを立てて実践してみる、等々、限られた機会を活かしながら、実習生なりに工夫して取り組んでいく。また、実習生が自ら取り組んだ学習内容については、ケース記録の書き方等を参考にし、自分なりに工夫して記録に残す（筆者の本務先で使用している記録用紙書式は、図4の通り）。なお、記録内容については、原則として実習指導担当者の指導・助言を受けさせる必要がある。

実習生には、個別ケースの内容や個人情報の扱いについて、必ず実習指導担当者の許可および指導・助言を仰がせなければならない。また、守秘義務は厳守である。さらに、個別ケース内容等の扱いは許可されないこともあることを予め承知させておく必要がある。

加えて、本学習に取り組むだけの施設実習とならないよう留意させなければならない。基本は、あくまでも保育実践のための参加実習であり、そこに上乘せしての特色課題である。

表2 生活等支援（ケース）学習の視点

- 
- 現場で実際に行われている生活等支援を巡り、その基本的な考え方や関わり等について
  - 自分の着目した生活場面・状況において対象となる子ども・利用者の状態やニーズ、その背景等について
  - 把握（理解）できた状態・ニーズに対する対応のねらいや配慮等（＝支援プラン）について
  - その他（例えば、自分の目指したい保育実践について）
-





### (3) 学習成果と差し当たっての総括

本務先で筆者の指導対応した実習生がこれまで実際に取り組んだ実績について表3に例示する。ここから分かるように、学習課題は実習先の特性等に応じて幅広く設定することができる。また、最近では、受け入れ先の実習施設が独自にケース学習レベルの課題を与えていただくことも多くなった。概して、施設側は、短期間実習であるにも関わらず、このような特色ある課題学習を歓迎していることは間違いなさそうである<sup>(11)</sup>。

反面、当の実習生の中には、自己の参加（課題）意識等が入門レベルの施設実習たる枠内に止まってしまう、施設に対する実地的理解や子ども・利用者との初歩的な関わり程度に終わってしまう、または、部分実習と混同したまま保育案実践を行ってしまう者も少なくない。また、実習終了後に実施する保育実習指導では、各自の学習成果について丁寧に振り返るため等の取り組みが十分であるとはいえず、また、保育士養成カリキュラムとして最終学年に履修する「保育実践演習」との直接的な関連づけがまだ構築できていない。

筆者としては、本学習が施設保育士としての専門職開発に有効であると自認しているが、保育実習システムとしての改善の余地は多々あるものと反省するところである。なお、本学習以外のより実践的な実習課題として、例えば、表4にあるような側面へのアプローチも考えられる。いずれにせよ、実習生には、実習施設の担当職員と相談しながら、自分なりの実践課題を工夫して設定し、意欲的に取り組むよう心がけさせたい。

表3 生活等支援（ケース）学習の実際（例）

〈養護系施設の場合〉

□乳児院

- … ● 乳児を対象とする保育案実践（例えば、対象乳児の発達等把握、保育活動の計画・実行）
- 乳児の入所理由等の学習（例えば、ケース記録等の閲覧（許可された範囲内）、個別の支援プラン等の講話）

□児童養護施設

- … ● 子ども同士のいさかい等の対応（例：双方の思い・心情等聞き取り、解決法の協議・援助）
- 在園時における学習等支援（例：学力・学習意欲の把握、自作教材による補習指導）

〈障がい系施設の場合〉

□障害者支援施設（旧知的障害者更生施設）

- … ● 利用者のこだわり行動の対応（例：対象利用者の行動等観察、非言語・応答的対話の試み）
- 利用者とのレクリエーション活動（例：活動嗜好等の把握、レクリエーション活動の計画・実行）

□児童発達支援センター（旧知的障害児通園施設）

- … ● 療育上の環境設定の学習（例：環境設定上の意図等の講話、療育的配慮・工夫の体験・学び）
- 対象児に対する保育案実践（例：対象児の発達・状態等把握、療育活動の計画・実行）

表4 その他の実践的課題（例）

- 保護者対応、家庭支援に関して
- 他職種や関係機関、地域との連携に関して
- 施設経営（運営）やそのビジョンに関して
- その他（例えば、施設で行われる各種カンファレンス）

## 5. まとめ

保育士養成に長年携わる筆者としては、保育士に求められるもう一段上級の専門職能とは何か、また、それをいかに開発できるか、等々について強い関心を抱いてきた。ここでは、保育士養成として筆者自身の試みた特徴的な取り組み等を踏まえ、もう一段上級の専門職能開発の可能性について、「保育士の職業倫理」と「生活等支援たる対人援助技能」の2つの視点から論考した。

ところで、保育の専門職性（職能）については、次の視点から多く議論されてきた。

まず、知識・技術レベルであるが、子どもと子ども（家庭）の理解・支援、および、保育内容（5領域）・技



術の研鑽（研修）である。また、感性レベルとして、「保育の心」（=mind）と「養護と教育を一体とする保育観」（=vision）に加えて、「保育専門職の倫理」（=moral）が必須となる。

最近では、実地レベルにおいて、「保育（サービス）の質」の向上といったより実践的な視点は不可欠となった。加えて、保育士の対人援助実践力としてカウンセリング技能やソーシャルワーク技能を習得することも有益であろう。

保育士養成の観点からみると、これらのうち、知識・技術レベルのものはおよそ養成カリキュラム上の主題（主要科目）と重なるものである。他方、感性レベルのものや実践レベルの視点・技能は、いずれも養成カリキュラムに乗せにくい主題であるように思われる。

そこで、今回、筆者の問題にした保育士に求められるもう一段上級の専門職能として、差し当たり、感性レベルの「職業倫理」と実践レベルの「対人援助技能」に焦点を当てたことは正当化できるものと考えられる。

また、これまで、全国的に2年課程短大等が中心となり実践力（=即戦力）重視型の保育士養成を担ってきた。このような状況にあって、四年制大学を卒業した保育士有資格者には、保育実践に向けての確かな知識や技術、感性等のもとより、どのような付加価値を上乘せしめてもたせるべきか。この点、筆者は、本務先の同僚らと、1）多領域に及ぶ専門的学習・研究を通しての対人援助職に対する理解、資質向上、2）自主的学習・研究に対する「関心-意欲-態度」と力、3）広範かつ柔軟な視点・役割取得、といった観点からの議論を重ねてきた。

子育て家庭支援の新時代に突入する今、保育士の付加価値を問い求め続けることは、保育専門職の持続可能化にとって要となると考えて間違いない。

## 注

- (1) 鹿児島国際大学福祉社会学部児童学科  
※平成13年度より、同学部に編入増設されると同時に、いわゆる「指定保育士養成施設」として厚生労働省からの指定を受け（現行定員120名）、鹿児島県下において、初めて、四年制大学における保育士養成を実施することになった。前身は、鹿児島短期大学児童教育学科であり、当時から教職課程（幼稚園教諭、小学校教諭）の指定を受けていた。現学科は、この教職課程を継承し、保育士養成を加えて、いわゆる「3免許・資格課程」をカリキュラム（専門教育課程）上の特色としている。
- (2) 本務先では、「子ども家庭福祉Ⅰ・Ⅱ」として開講している。
- (3) 本務先の保育実習システム（実習指導、巡回指導、他）は保育実習委員会を実施主体としてチーム運営されている。
- (4) 「Lesson 29 保育士の倫理観について学ぶ」（相浦・那須・原（2008））
- (5) 「第4章第2節 子どもとかかわるうえでの基本姿勢 -参加実習の内容とポイント-」「第4章第3節 施設利用の状況や、個別支援などについて学ぶ -実践的課題の第一歩-」（いずれも、浦田（2015））
- (6) 『社会福祉用語辞典』中央法規出版（最新版）を参照した。
- (7) 児童の権利保障に関する道義的な国内規範（観念確立、幸福追求等）として、1951年に制定された。
- (8) 倫理的ジレンマについては、川村（2002）を参照した。
- (9) 鹿児島国際大学福祉社会学部児童学科保育実習委員会作「保育実習の手引き（施設実習）」・「保育実習記録簿（施設実習）」（いずれも、最新版）
- (10) なお、この特色課題は、「社会福祉士養成課程」に置かれている「ソーシャルワーク実習」を義務づけるものではない。
- (11) 強いていえば、養護系施設と障がい系施設で本学習の扱い方に少々の違いがあり、障がい系施設の方がより柔軟な課題（機会）設定をいただいている。

## 参考文献

- 相浦雅子・那須信樹・原孝成（2008）『STEP UP! ワークシートで学ぶ保育所実習1・2・3』同文書院  
 浦田雅夫（2015）『考え、実践する施設実習』保育出版社  
 柏女露峰・全国保育士会（2009）『全国保育士会倫理綱領ガイドブック 改訂版』全国社会福祉協議会出版部  
 川村隆彦（2002）『価値と倫理を根底に置いたソーシャルワーク演習』中央法規出版  
 全国保育士養成協議会（2007）『保育実習指導のミニマムスタンダード 現場と養成校が協働して保育士を育てる』北大路書房  
 対人援助実践研究会HEART（2003）『シリーズ 気づくから学ぶ 77のワークを学ぶ 対人援助ワークブック』久美出版  
 奈良県社会福祉協議会（2000）『ワーカーを育てるスーパービジョン よい援助関係をめざすワーカートレーニング』中央法規出版

# Consideration about Development of Specialized Professional Ability in Childcare Worker Training

Hirohide IWAI

Through my experience of being engaged in the childcare worker training for many years, I was strongly interested in what could be the upper specialized professional ability demanded from a childcare worker and how that ability could be developed. In this paper, I studied the possibility of development of the upper specialized professional ability from two viewpoints of "the occupational ethic of the childcare worker" and "the social work skills to support our life" based on the characteristic practices I tried concerning with the childcare worker training.

In now when the new age of the support of child care and home will soon come, it must surely become the pivot for the sustainability of childcare employment to continue asking the added value of childcare worker.

**Key Words:** Childcare worker training, Development of specialized professional ability, Occupational ethic of childcare worker, Social work skills to support our life